

# 青色回転灯等自主防犯パトロールについて

- 青色防犯パトロールとは
- 青色防犯パトロールの実施要件とは
- 青色防犯パトロールの遵守事項とは
- 申請手続きの流れ



## →青色防犯パトロールとは

青色防犯パトロールとは、自動車に回転式又は点滅式の青色防犯灯を装備して、地域の防犯のために自主的に行うパトロールのことです。

一般の自動車に青色回転灯等を装備することは法令で禁止されていますが、警察本部長から自主防犯パトロールを適正に行うことができるという証明を受けることで、自動車へ青色回転灯等を装備することが認められています。

警察官のように法的権限はありませんが、犯罪の防止に大きな効果が期待できます。

## →青色防犯パトロールの実施要件とは (①と②が必要となります。)

①団体が下記項目のいずれかに該当する必要があります。

- ・ 県又は市町
- ・ 知事、警察本部長、警察署長、市町長から防犯活動の委嘱を受けた団体
- ・ 知事等から委嘱を受けた者により構成される団体
- ・ 地域安全活動を目的として設立された一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第2条第1号の一般社団法人又は一般財団法人
- ・ 地域安全活動を目的として設立された特定非営利活動促進法第10条第1項の法人
- ・ 地方自治法第260条の2第1項の市町長の許可を受けた地縁による団体
- ・ 上記団体と同等に自主防犯パトロールを適正に行うことができると認められた団体
- ・ 上記団体のいずれかから防犯活動の委託を受けた団体

②下記項目いずれにも該当する必要があります。

- ・ 月4回以上の継続的な自主防犯パトロールの実施が認められること
- ・ 青色防犯パトロール講習を受講していること等から、パトロール中に予想される事案に対し、適切に対応できると認められること

## →青色防犯パトロールの遵守事項とは

- ・ 青色回転灯等は自動車の屋根に1個または1体のみ装備すること
- ・ パトロール中以外は青色回転灯等を点灯させないこと
- ・ 自動車の車体に、マグネットステッカーなどで団体の名称及び自主防犯パトロール中であることを明示すること
- ・ 青色回転灯等は、その直射光又は反射光が、当該青色回転灯等を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと
- ・ 青色回転灯等を点灯させて運行する場合には、警察本部長が交付する「青色回転灯等装備車」標章を、自動車の後方から見えるように掲示すること
- ・ 青色回転灯等を点灯させて運行する場合には、パトロール実施者は、警察本部長が交付する「パトロール実施者証」を携行すること  
なお、パトロール実施者証は、乗員全ての者が携行する必要はなく、乗員のうち1名が携行すれば足りる
- ・ パトロール実施者は、青色防犯パトロール講習の受講後おおむね3年が経過するまでに講習を受講すること
- ・ 警察本部長が認めた地域以外では、青色回転灯等を点灯させての自主防犯パトロールは行わないこと(デモンストレーション等運行実施申請書を管轄の警察署に提出し、警察本部長が交付するデモンストレーション運行実施の標章を車両に掲示している場合を除く)

## →申請手続きの流れ

- ・ 管轄の警察署に相談してください。
- ・ 必要な申請書類を作成してください。
- ・ パトロール実施者は、管轄の警察署で講習を受けてください。
- ・ 管轄の警察署に申請書類を提出し、審査を受けてください。
- ◎ 警察本部で証明の可否を審査します。
- ◎ 審査後、警察本部長から、警察署を通じて証明書等の各種書類を交付します。
- ・ 証明書の交付日から15日以内に、運輸支局（軽自動車については軽自動車協会）で、自動車検査証に「自主防犯活動用自動車」という記載を受ける手続きをしてください。（この手続きをしないと道路運送車両法違反となります。）
- ・ 自動車検査証に記載を受けたら、青パト団体として活動することができます。